解散公告（第二回）

東山土地改良区は、平成二十五年八月八日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地

清算法人東山土地改良区

清算人代表　堀池　保宏

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十日

名古屋市熱田区神宮一丁目一番一号

財団法人愛知県神社庁維持財団

代表清算人　小串　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月二十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十日

高知県南国市大埔乙九七四番地

財団法人高知県園芸生産振興杉財団

代表清算人　中澤　浩志

配当公告

名古屋市千種区千種三丁目二五番一四号

破産者　斉藤商事株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第二〇四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三〇九、七九一、一九八円

一、配当することのできる金額

金六二、三七七、四五一円

平成二十五年九月十日

名古屋市中区丸の内三丁目六番四一号ＤＤＳビル七〇二号　破産管財人　市川　博久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水三条二丁目一番地、最後の住所札幌市中央区南一二条西一五丁目四番二五―一〇一号

被相続人　亡　山岸　茂夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十日

事務所札幌市中央区南一条西九丁目　第二北海ビル三階　堀江・大崎・網森法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大崎　康二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地二二〇番地、最後の住所札幌市中央区北二一条西一五丁目一番二〇―一〇五号

被相続人　亡　遠藤　強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四番地一〇二レジディア大通公園三階　亀山・近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　亀山　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区五輪一丁目二四七番地の一、最後の住所仙台市青葉区木町通一丁目八番七―七〇三号　被相続人　亡　鈴木　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十日

仙台市青葉区片平一丁目二番二二号ロイヤーパーク七階

相続財産管理人　弁護士　小野　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡楢葉町大字北田字金堂地二二番地、最後の住所仙台市宮城野区岩切二丁目四番一四号　被相続人　亡　山内　豊文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十日

仙台市青葉区一番町二―一〇―二六旭開発ビル二〇五　エール法律事務所

相続財産管理人　弁護士　舘脇　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市犬若一一三一八番地、最後の住所千葉県銚子市犬若一一二七四番地の九

被相続人　亡　鈴木　勝二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十日

事務所千葉県匝瑳市八日市場イ二四二〇番地井上ビル一階　東総法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田原　裕治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市清水五七九番地の六、最後の住所千葉県野田市野田三〇七番地の一　ルビアス野田二〇三　被相続人　亡　山口　俊成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十日

事務所千葉県松戸市本町一八―四　ＮＢＦ松戸ビル五階　ときわ綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤本麻里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区久我山一丁目一三番、最後の住所東京都三鷹市井の頭一丁目七番三九号

被相続人　亡　永戸　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十日

東京都台東区元浅草二丁目六番四号上野三生ビル六階畑・芳仲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芳仲美惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区六本木六丁目二四番地、最後の住所東京都八王子市散田町二丁目五四番七号　被相続人　亡　小林　奏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺東町一丁目一番一八号中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大野壽三枝

第13期決算公告

平成25年3月22日

東京都渋谷区桜丘町26番1号

GMOメディア株式会社

代表取締役　森　輝幸

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	991	流動負債	472
固定資産	190	固定負債	61
		株主資本金	648
		資本剰余金	262
		利益準備金	189
		その他資本剰余金	182
		利益剰余金	7
		その他利益剰余金	231
		（うち当期純利益）	231
		自己株式	(133)
			△36
合計	1,182	合計	1,182